

内部統制システム構築の基本方針

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社及びグループ会社の全役職員を対象としたコンプライアンス規程、行動規範と行動指針を定め全役職員に周知徹底します。
- ・ 社長直轄のコンプライアンス担当部署を設置します。
- ・ 外部委員(社外役員、有識者、専門家等)を含む委員会を設置しコンプライアンス上の重要な問題点および課題を審議し、その結果を取締役に報告します。
- ・ 内部監査部署はコンプライアンスの状況を監査します。
- ・ 法務上疑義のある行為等について、社員が直接情報提供を行う手段として外部専門家を窓口とするホットラインを設置・運営します。また、お取引先様の相談窓口として、「お取引先様通報窓口」を設置します。
- ・ 当社およびグループ各社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当な要求に対して断固これを排除し、これらの勢力とは一切関係を持ちません。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・ 文書管理に関する規程を定めこれに従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存します。
- ・ 取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ コンプライアンス、品質管理、与信審査、災害および企業の持続的成長にかかる事項等に係る個別リスクについては、それぞれ主管する部署を定め、規程の制定、研修の実施等を行うものとします。
- ・ これらを統合して組織横断的に管理するリスク管理規程を定め、これに従い全体のリスク管理を行います。
- ・ グループ全社的なリスク管理・推進に関わる課題・対応策を協議する組織としてリスク管理委員会を設置し、リスク評価結果を取締役に定期的に報告します。
- ・ リスク管理担当部署を経営本部内に設置し、経営本部を管掌する取締役が統括します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会は定期的に開催し、必要に応じて臨時的に開催することにより、適時に経営の意思決定を行います。
- ・ 会社経営全般に関する基本方針及び重要事項については経営会議において、重要な投融資案件については投融資審査会において、事前に十分な協議を行うとともに進捗状況を確認し、取締役会において適切な意思決定を行います。
- ・ 執行役員制度により業務執行の役割責任を明確にしています。取締役会の意思決定内容は、本部長会議で各執行役員に伝達され機動的な業務執行を行います。取締役会より業務執行の決定を委任された事項については、権限規程により職制上の決裁・報告基準を定め運営することにより、適切な権限委譲による業務の効率的運営を図ります。
- ・ 取締役会に先立ち案件の事前説明を行うことで理解の深化を図るとともに十分に議論を行います。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ グループ会社の管理に係る規程を定め、グループ各社を統括する担当部署を経営本部内に設置し、経営本部を管掌する取締役が監督します。
- ・ 必要に応じて当社役員、社員をグループ会社の役員、経理責任者等として派遣し業務を管理します。
- ・ 当社の内部監査部署は、グループ会社の内部監査を実施し、その結果を当社の代表取締役に報告します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項とその使用人の取締役からの独立性に関する事項およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査役（会）が、補助する使用人を求めた場合は、内部監査部署の社員が協力するものとしします。
- ・ その場合、該当する内部監査部署の社員の人事事項に関しては監査役（会）と意見交換するものとしします。
- ・ 監査役を補助する使用人はその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役等から指揮命令は受けないこととしします。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 監査役（会）と協議のうえ、取締役および社員が監査役（会）に対して、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項等を速やかに報告する体制を整備します。
また、取締役は、財務報告の適正性および法令遵守状況等について、業務執行確認書を監査役会に提出します。
また、内部監査部署は監査法人と意見交換を行うなどお互いに連携し、その業務について定期的、また適宜監査役に報告を行っております。
- ・ 当社および子会社は、監査役へ報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止します。

(8) その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役（会）の求めに応じて、代表取締役との意見交換会を設定します。
- ・ 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、適切な予算を確保するとともに、当該監査役が職務に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。